

プロジェクションマッピング 実施マニュアル

平成 30 年 3 月

国土交通省 都市局 公園緑地・景観課
景観・歴史文化環境整備室

目次

| | |
|--|----|
| はじめに..... | 1 |
| 第1章 プロジェクションマッピングを行う際の必要な手続き等..... | 2 |
| 1.1 全てのプロジェクションマッピングに共通する屋外広告物に関する手続き | 3 |
| ✚ なぜ屋外広告物法が関係するのか？ | 3 |
| ✚ 一般的にどのようなものが屋外広告物条例の規制を受けるのか？ | 4 |
| ✚ 具体的に必要な手続きは何か？ | 4 |
| ✚ 相談窓口はどこか？ | 5 |
| 1.2 道路を挟んで向かいの建物等に表示する場合の手続き | 5 |
| 1.3 河川を挟んで向かいの建物等に表示する場合の手続き | 5 |
| 1.4 その他の手続き | 5 |
| 第2章 プロジェクションマッピングの実施事例..... | 6 |
| 2.1 長崎県長崎市での事例 | 7 |
| 2.2 静岡県静岡市での事例 | 8 |
| 2.3 愛知県名古屋市での事例 | 9 |
| 巻末資料：屋外広告物条例の相談窓口一覧..... | 10 |

はじめに

近年、建物等に光を投影する「プロジェクションマッピング」は技術的進展がめざましく、世界の様々な都市において盛んに行われている。我が国においても、今後、ラグビーワールドカップ2019や東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、活用ニーズがますます高まっていくことが想定される。

このような状況の中、プロジェクションマッピング実施にあたり、必要な手続き等を明確にして環境整備を進めることが求められている。

本マニュアルは、主にまちなかで実施されるプロジェクションマッピングについて、必要となる手続きやその事例をとりまとめたものである。行政や民間の事業者がプロジェクションマッピングを実施する際に活用されることを期待する。

第1章 プロジェクションマッピングを行う際の必要な手続き等

- プロジェクションマッピングは、テーマパークや公園等の敷地内において、その来訪者に向けて表示されるものについては、屋外広告物法に基づく手続きは必要ない。
- まちなかの建物などに投影し、公衆に向けて表示されるものについては、手続きが必要となることがあり、本章では、以下の手続きについてまとめている。
 - ✓ 全てのプロジェクションマッピング → 詳細は 1.1 へ
 - ✓ 道路を挟んで向かいの建物等に表示する場合 → 詳細は 1.2 へ
 - ✓ 河川を挟んで向かいの建物等に表示する場合 → 詳細は 1.3 へ
 - ✓ その他の手続き → 詳細は 1.4 へ

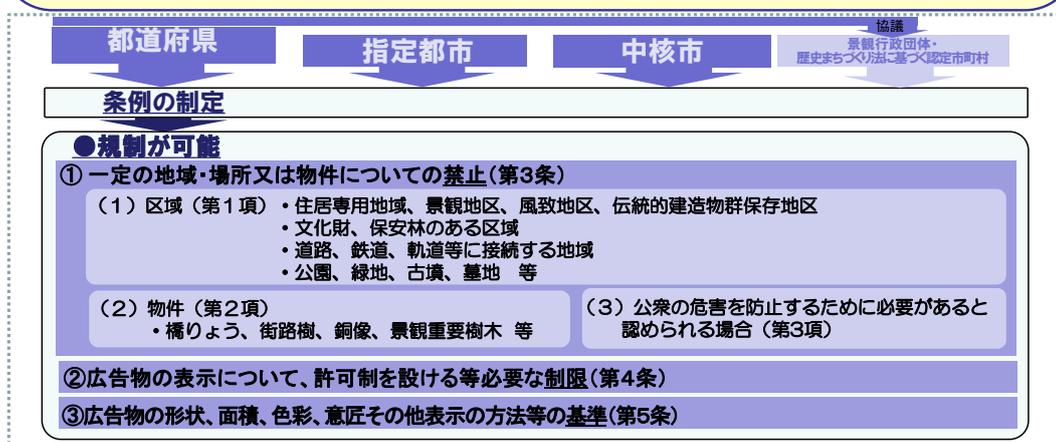
1.1 全てのプロジェクションマッピングに共通する屋外広告物に関する手続き

✦ なぜ屋外広告物法が関係するのか？

- 屋外広告物法は、「良好な景観の形成・風致の維持」「公衆に対する危害の防止」を目的とし、同法では、「屋外広告物」とは、次の4つの要件を全て満たしているものとされている。
 - ① 常時又は一定の期間継続して表示されるもの
 - ② 屋外で表示されるもの
 - ③ 公衆に表示されるもの
 - ④ 看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告版、建物その他の工作物に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの
- 4つの要件を全て満たすものは、その表示する内容や形態にかかわらず屋外広告物となり、**プロジェクションマッピングについても屋外広告物として規制の対象となりうる。**
- 屋外広告物に関する規制の詳細は、各地方公共団体の条例に定められているため、条例の相談窓口（巻末資料参照）への確認が必要となる。

屋外広告物法の概要

- ▶ 屋外広告物法は、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の改定並びにこれらの維持並びに屋外広告業について、必要な規制の基準を定めることを目的とする。
- ▶ 屋外広告物とは、「常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告版、建物その他の工作物に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう」（屋外広告物法第2条第1項）。
- ▶ 都道府県、指定都市及び中核市は、良好な景観の維持等のため必要があるときは、条例で定めるところにより、屋外広告物の表示等を禁止したり、許可制にするなど必要な制限をすることができる。



✚ 一般的にどのようなものが屋外広告物条例の規制を受けるのか？

- テーマパークや公園等の敷地内において、その来訪者に向けて表示されるプロジェクションマッピング（図1）は、屋外広告物法における屋外広告物に該当しないため、条例の手続きは必要ない。
- また、まちの活性化等に資するイベントのため、公益性※があり期間限定で表示されるプロジェクションマッピング（図2）については、条例の適用がされない場合がある。

※ 企業広告等の占める割合、収益の用途、反社会的勢力の関与などの基準により各地方公共団体で判断

- 上記以外のものについては、条例の規制を受ける場合が多い。
- いずれの場合も、まずは条例の相談窓口（巻末資料参照）に確認することが望ましい。

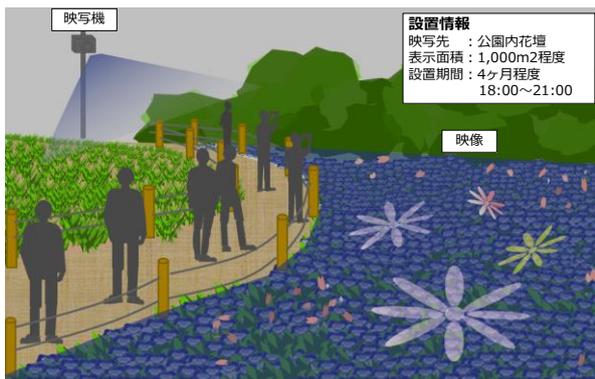


図1：来訪者に向けて表示されるもののイメージ

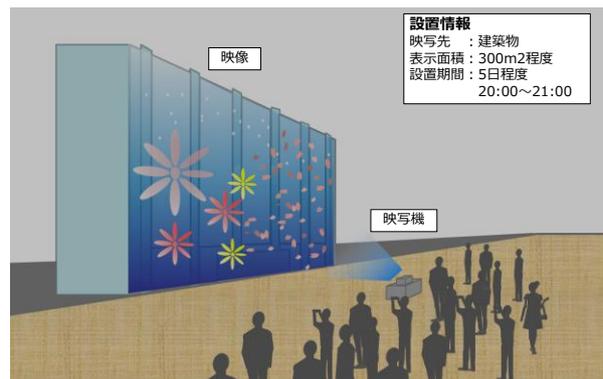


図2：公益性があり期間限定で表示されるもののイメージ

✚ 具体的に必要な手続きは何か？

- 屋外広告物条例の適用を受ける場合、通常、条例の窓口にて許可の申請を行い、許可を受ける必要がある。
- 地方公共団体毎に許可の申請から許可までに要する時間は異なるため、計画段階から早めに相談することが望ましい。
- 詳細な手続きは、相談窓口（巻末資料参照）への確認が必要となる。

📍 相談窓口はどこか？

- 巻末資料に、屋外広告物条例を制定している地方公共団体の一覧表を掲載している（平成30年4月1日時点）。表中に記載のある市町村においては当該市町村が、表中に記載のない市町村においては都道府県が窓口となる。

1.2 道路を挟んで向かいの建物等に表示する場合の手続き

- 道路交通法及び都道府県公安委員会規則では、道路における禁止行為が定められている。プロジェクションマッピングの実施に当たっては、
 - ・ 信号機又は道路標識等の効用を妨げるような工作物又は物件を設置すること
 - ・ 車両の運転者の目をげん惑するような光をみだりに道路上に投射すること等の禁止行為に当たらないように留意されたい。
- このため、道路を挟んで高所から高所へ表示し、禁止行為に該当しないプロジェクションマッピングについては実施が可能である。
- 計画しているプロジェクションマッピングが禁止行為に該当するか否かについて疑義がある場合には、地元の警察署に問い合わせられたい。
- なお、道路にはみ出さないように投影機を設置し、道路を挟んだ向かいの建物等へプロジェクションマッピングを表示する場合については、道路管理者への手続きを行う必要はない。

1.3 河川を挟んで向かいの建物等に表示する場合の手続き

- 河川の区域にはみ出さないように投影機を設置し、河川を挟んだ向かいの建物等へプロジェクションマッピングを表示する場合については、河川管理者への手続きを行うことなく、実施することが可能である。

1.4 その他の手続き

- 自己の所有でない建物等プロジェクションマッピングを表示する場合、あるいは自己の所有でない土地に投影機を設置する場合には、当該建物等又は土地の所有者や管理者の許可が必要となる。

- その他、イベント開催にあたり必要となる手続き等、他法令に基づく手続きが必要となる。

第2章 プロジェクションマッピングの実施事例

- 本章では、前章に記載された手続きが実際に行われた事例についてとりまとめている。
- ただし、道路や公園等の公共施設の使用にあたっての手続きや、イベント開催にあたり通常必要な他法令に基づく手続きについては記載していない。

2.1 長崎県長崎市での事例

(概要)

趣 旨：新設した出島表門橋を新たな観光名所としてPRすることを主な目的にイベントを開催したもの

実施主体：出島プロジェクションマッピング事業実施委員会（長崎市も構成員）

内 容：出島の歴史や未来像を描いた映像

日 時：2017年12月8日～10日（3日間）18:00、18:30、19:00、19:30、20:00

入 場 料：大人 1,000 円（前売 900 円）、小・中学生 500 円

(実施の際に行われた手続き)

市管理の表門橋公園の敷地内に投影機を設置し、公園の敷地外である二級河川の水面、対岸の護岸及び建物に対してプロジェクションマッピングを表示した。これに関連した手続きは以下のとおり。

➤ 屋外広告物に関する手続き

長崎市の条例窓口にご相談したところ、プロジェクションマッピングはイベント入場料を支払った来場者を対象に表示するものであるため、屋外広告物には該当せず、手続きは必要ないとされた。

➤ 河川を挟んで向かいの建物等に表示する際の手続き

河川を挟んで対岸の護岸や建物、河川の水面にプロジェクションマッピングを表示するため、当該河川を管理する長崎県にご相談したところ、特段の手続きは必要ないとされた。



2.2 静岡県静岡市での事例

(概要)

趣 旨：商業複合施設のグランドオープンに伴い、ビルの認知度の向上及び中心街の活性化を目的にイベントを開催したもの

実施主体：NTT 西日本、I LOVE しずおか協議会

内 容：金魚等の画像や主催者名等

日 時：2013年12月12、13日（2日間） 20時～21時

(実施の際に行われた手続き)

商業地域内の一部をイベント会場として、県道を挟んでビルにプロジェクションマッピングを表示した。これに関連した手続きは以下のとおり。

➤ 屋外広告物に関する手続き

静岡市の条例窓口にご相談したところ、イベント会場での設置となることから、屋外広告物条例の適用除外とされ、手続きは必要ないとされた。

➤ 道路を挟んで向かいの建物等に表示する際の手続き

県道を挟んで向かいの建物の屋上からの投影であったため地元の警察署にご相談したところ、道路交通法における禁止行為には該当しないとされ、実施可能であった。



2.3 愛知県名古屋市での事例

(概要)

趣 旨：名古屋港ポートビルの壁面に、協賛企業の企業名や画像を表示するプロジェクションマッピングを、23日間にわたって実施。

実施主体：名古屋港冬のにぎわい創出実行委員会

内 容：冬の花火をモチーフとしたイメージ、協賛企業名

日 時：2016年12月3日～25日（23日間）17:30～21:00

(実施の際に行われた手続き)

名古屋港管理組合等の敷地内にある名古屋港ポートビルの壁面に表示した。これに関連した手続きは以下のとおり。

➤ 屋外広告物に関する手続き

名古屋市の条例窓口にご相談し、名古屋市屋外広告物条例に基づき許可申請を行い、許可を受けた。



巻末資料：屋外広告物条例の相談窓口一覧（平成30年4月1日時点）

※表中に記載のある市町村：当該市町村が窓口、表中に記載のない市町村：都道府県が窓口

| 団体名 | 担当課 | TEL | 団体名 | 担当課 | TEL |
|-------|------------|--------------|------|-----------|--------------|
| 北海道 | 都市計画課 | 011-231-4111 | 川口市 | 都市計画課 | 048-242-6333 |
| 札幌市 | 道路管理課 | 011-211-2452 | 新座市 | 建築開発課 | 048-477-4309 |
| 旭川市 | 建築指導課 | 0166-25-8561 | 戸田市 | 都市計画課 | 048-441-1800 |
| 函館市 | まちづくり景観課 | 0138-21-3389 | 春日部市 | 都市計画課 | 048-736-1111 |
| 小樽市 | まちづくり推進課 | 0134-32-4111 | 三郷市 | 都市デザイン課 | 048-930-7740 |
| 青森県 | 都市計画課 | 017-734-9681 | 千葉県 | 公園緑地課 | 043-223-3279 |
| 青森市 | 建築営繕課 | 017-761-4358 | 千葉市 | 都市計画課 | 043-245-5307 |
| 八戸市 | まちづくり文化推進室 | 0178-43-2111 | 船橋市 | 都市計画課 | 047-436-2528 |
| 弘前市 | 都市政策課 | 0172-35-1134 | 柏市 | 道路総務課 | 04-7167-1299 |
| 岩手県 | 都市計画課 | 019-629-5891 | 東京都 | 緑地景観課 | 03-5388-3335 |
| 盛岡市 | 景観政策課 | 019-651-4111 | 八王子市 | まちなみ景観課 | 042-620-7267 |
| 平泉町 | 建設水道課 | 0191-46-5569 | 神奈川県 | 都市整備課 | 045-210-6209 |
| 宮城県 | 都市計画課 | 022-211-3132 | 横浜市 | 景観調整課 | 045-671-2648 |
| 仙台市 | 都市景観課 | 022-214-8288 | 川崎市 | 路政課 | 044-200-2814 |
| 秋田県 | 都市計画課 | 018-860-2441 | 相模原市 | 建築・住まい政策課 | 042-769-9252 |
| 秋田市 | 都市計画課 | 018-888-5764 | 横須賀市 | 市街地整備景観課 | 046-822-8127 |
| 横手市 | 都市計画課 | 0182-32-2408 | 平塚市 | まちづくり政策課 | 0463-21-8781 |
| 山形県 | 県土利用政策課 | 023-630-2430 | 藤沢市 | 街なみ景観課 | 0466-25-1111 |
| 福島県 | 都市計画課 | 024-521-7508 | 小田原市 | まちづくり交通課 | 0465-33-1593 |
| 福島市 | 開発建築指導課 | 024-525-3790 | 茅ヶ崎市 | 景観みどり課 | 0467-82-1111 |
| 会津若松市 | 都市計画課 | 0242-39-1261 | 秦野市 | 開発建築指導課 | 0463-83-0883 |
| 郡山市 | 開発建築指導課 | 024-924-2371 | 大和市 | 街づくり推進課 | 046-260-5483 |
| いわき市 | 都市計画課 | 0246-22-7512 | 山梨県 | 景観づくり推進室 | 055-223-1325 |
| 白河市 | 都市計画課 | 0248-22-1111 | 長野県 | 都市・まちづくり課 | 026-235-7348 |
| 茨城県 | 都市計画課 | 029-301-4579 | 長野市 | 都市政策課 | 026-224-7179 |
| 水戸市 | 都市計画課 | 029-224-1111 | 小布施町 | 建設水道課 | 026-214-9105 |
| つくば市 | 都市計画課 | 029-883-1111 | 松本市 | 都市政策課 | 0263-34-3015 |
| 守谷市 | 都市計画課 | 0297-45-1111 | 飯田市 | 地域計画課 | 0265-22-4511 |
| 土浦市 | 都市計画課 | 029-826-1111 | 諏訪市 | 都市計画課 | 0266-52-4141 |
| 栃木県 | 都市計画課 | 028-623-2463 | 安曇野市 | 建築住宅課 | 0263-71-2242 |
| 宇都宮市 | 都市計画課 | 028-632-2558 | 駒ヶ根市 | 都市計画課 | 0265-83-2111 |
| 日光市 | 都市計画課 | 0288-21-5102 | 新潟県 | 都市政策課 | 025-280-5426 |
| 那須町 | 建設課 | 0287-72-6907 | 新潟市 | 都市計画課 | 025-226-2825 |
| 那須塩原市 | 都市計画課 | 0287-62-7159 | 新発田市 | 建築課 | 0254-26-3557 |
| 群馬県 | 都市計画課 | 027-226-3652 | 佐渡市 | 建設課 | 0259-63-5118 |
| 前橋市 | 都市計画課 | 027-898-6974 | 富山県 | 建築住宅課 | 076-444-9661 |
| 高崎市 | 都市計画課景観室 | 027-321-1350 | 富山市 | 都市政策課 | 076-443-2109 |
| 桐生市 | 都市計画課 | 0277-46-1111 | 石川県 | 都市計画課 | 076-225-1759 |
| 伊勢崎市 | 都市計画課 | 0270-27-2767 | 金沢市 | 景観政策課 | 076-220-2364 |
| 太田市 | 都市計画課 | 0276-47-1839 | 岐阜県 | 都市政策課 | 058-272-8648 |
| 藤岡市 | 都市計画課 | 0274-40-2824 | 岐阜市 | まちづくり景観課 | 058-265-3985 |
| 富岡市 | 都市計画課 | 0274-62-1511 | 各務原市 | 建築指導課 | 058-383-1482 |
| 下仁田町 | 建設ガス水道課 | 0274-64-8807 | 下呂市 | 建築課 | 0576-53-2010 |
| 川場村 | むらづくり振興課 | 0278-52-2111 | 高山市 | 都市整備課 | 0577-35-3159 |
| 中之条町 | 建設課 | 0279-75-8828 | 多治見市 | 都市政策課 | 0572-22-1321 |
| 埼玉県 | 田園都市づくり課 | 048-830-5528 | 美濃市 | 都市整備課 | 0575-33-1122 |
| さいたま市 | 都市計画課 | 048-829-1409 | 恵那市 | 都市住宅課 | 0573-26-2111 |
| 川越市 | 都市景観課 | 049-224-5961 | 静岡県 | 景観まちづくり課 | 054-221-3702 |
| 越谷市 | 建築住宅課 | 048-963-9205 | 静岡市 | 建築総務課 | 054-221-1123 |
| 八潮市 | 都市計画課 | 048-996-2111 | 浜松市 | 土地政策課 | 053-457-2344 |

| 団体名 | 担当課 | TEL | 団体名 | 担当課 | TEL |
|-------|------------|--------------|------|-------------|--------------|
| 沼津市 | まちづくり指導課 | 055-934-4762 | 鳥取県 | 住まいまちづくり課 | 0857-26-7363 |
| 熱海市 | まちづくり課 | 0557-86-6383 | 鳥取市 | 都市環境課 | 0857-20-3271 |
| 三島市 | 都市計画課 | 055-983-2631 | 倉吉市 | 管理計画課 | 0858-22-8131 |
| 富士宮市 | 都市計画課 | 0544-22-1408 | 鳥根県 | 都市計画課 | 0852-22-6143 |
| 富士市 | 建築指導課 | 0545-55-2909 | 松江市 | まちづくり文化財課 | 0852-55-5696 |
| 御殿場市 | 都市計画課 | 0550-82-4231 | 岡山県 | 都市計画課 | 086-226-7491 |
| 袋井市 | 都市計画課 | 0538-44-3122 | 岡山市 | 都市計画課 | 086-803-1373 |
| 裾野市 | 建設部まちづくり課 | 055-995-1829 | 倉敷市 | 都市計画課 | 086-426-3494 |
| 伊豆の国市 | 都市計画課 | 055-948-2909 | 広島県 | 都市計画課 | 082-513-4111 |
| 愛知県 | 公園緑地課 | 052-954-6612 | 広島市 | 都市計画課 | 082-504-2277 |
| 名古屋市長 | 都市景観室 | 052-972-2735 | 呉市 | 都市計画課 | 0823-25-3366 |
| 豊田市 | 建築相談課 | 0565-34-6649 | 福山市 | 土木管理課 | 084-928-1079 |
| 豊橋市 | 都市計画課 | 0532-51-2615 | 尾道市 | まちづくり推進課 | 0848-38-9223 |
| 岡崎市 | まちづくりデザイン課 | 0564-23-6261 | 山口県 | 都市計画課 | 083-933-3733 |
| 三重県 | 都市政策課 | 059-224-2748 | 下関市 | 都市計画課 | 083-231-1225 |
| 福井県 | 都市計画課 | 0776-20-0497 | 萩市 | 都市計画課 | 0838-25-3647 |
| 大野市 | 建築営繕課 | 0779-66-1111 | 徳島県 | 都市計画課 | 088-621-2565 |
| 滋賀県 | 都市計画課 | 077-528-4184 | 香川県 | 都市計画課 | 087-832-3559 |
| 大津市 | まちづくり計画課 | 077-528-2770 | 高松市 | 都市計画課 | 087-839-2455 |
| 長浜市 | 都市計画課 | 0749-65-6562 | 愛媛県 | 都市計画課 | 089-912-2735 |
| 草津市 | 都市計画課 | 077-561-6507 | 松山市 | 都市デザイン課 | 089-948-6848 |
| 守山市 | 都市計画課 | 077-582-1132 | 大洲市 | 建設部・都市整備課 | 0893-24-1719 |
| 野洲市 | 都市計画課 | 077-587-6324 | 宇和島市 | 都市整備課 | 0895-24-1111 |
| 高島市 | 都市計画課 | 0740-22-0904 | 八幡浜市 | 建設課 | 0894-36-1116 |
| 彦根市 | 都市計画課 | 0749-30-6124 | 内子町 | 総務課 | 0893-44-2111 |
| 甲賀市 | 都市計画課 | 0748-69-2203 | 高知県 | 都市計画課 | 088-823-9846 |
| 米原市 | 都市計画課 | 0749-52-6926 | 高知市 | 都市計画課 | 088-823-9465 |
| 湖南市 | 都市政策課 | 0748-71-2348 | 福岡県 | 公園街路課 | 092-643-3757 |
| 京都府 | 都市計画課 | 075-414-5328 | 北九州市 | 管理課 | 093-582-2271 |
| 京都市 | 広告景観づくり推進室 | 075-708-7690 | 福岡市 | 都市景観室 | 092-711-4395 |
| 宇治市 | 歴史まちづくり推進課 | 0774-20-8918 | 久留米市 | 都市計画課 | 0942-30-9083 |
| 伊根町 | 企画観光課 | 0772-32-0502 | 大牟田市 | 土木管理課 | 0944-41-2788 |
| 大阪府 | 建築企画課 | 06-6210-9718 | 中間市 | 都市整備課 | 093-246-6261 |
| 大阪市 | 路政課 | 06-6615-6687 | 宗像市 | 維持管理課 | 0940-36-7471 |
| 堺市 | 都市景観室 | 072-228-7432 | 太宰府市 | 都市計画課 | 092-921-2121 |
| 高槻市 | 都市づくり推進課 | 072-674-7552 | 福津市 | 都市管理課 | 0940-62-5036 |
| 東大阪市 | みどり景観課 | 06-4309-3227 | 佐賀県 | 都市計画課 | 0952-25-7326 |
| 豊中市 | 都市計画課 | 06-6858-2419 | 佐賀市 | 都市デザイン課 | 0952-40-7172 |
| 枚方市 | 景観住宅整備課 | 072-841-1478 | 長崎県 | 都市政策課 | 095-894-3151 |
| 寝屋川市 | まちづくり指導課 | 072-824-1181 | 長崎市 | 景観推進室 | 095-829-1177 |
| 八尾市 | 都市政策課 | 072-924-3850 | 佐世保市 | まち整備課 | 0956-24-1111 |
| 兵庫県 | 都市政策課 | 078-362-3642 | 大村市 | 都市計画課 | 0957-53-4111 |
| 神戸市 | 道路部管理課 | 078-322-5385 | 小値賀町 | 建設課 | 0959-56-3111 |
| 姫路市 | まちづくり指導課 | 079-221-2541 | 熊本県 | 都市計画課 | 096-333-2522 |
| 西宮市 | 都市デザイン課 | 0798-35-3950 | 熊本市 | 開発景観課 | 096-328-2507 |
| 尼崎市 | 開発指導課 | 06-6489-6606 | 大分県 | 都市・まちづくり推進課 | 097-506-4672 |
| 篠山市 | 地域計画課 | 079-552-1118 | 大分市 | まちなみ企画課 | 097-537-5968 |
| 豊岡市 | 都市整備課 | 0796-23-1712 | 宮崎県 | 都市計画課 | 0985-26-7191 |
| 芦屋市 | 都市計画課 | 0797-38-2109 | 宮崎市 | 景観課 | 0985-21-1817 |
| 明石市 | 都市総務課 | 078-918-5037 | 鹿児島県 | 都市計画課 | 099-286-3680 |
| 奈良県 | 景観・自然環境課 | 0742-27-8756 | 鹿児島市 | 都市景観課 | 099-216-1425 |
| 奈良市 | 景観課 | 0742-34-5209 | 指宿市 | 都市整備課 | 0993-22-2111 |
| 橿原市 | 緑地景観課 | 0744-47-3516 | 沖縄県 | 都市計画・モノレール | 098-866-2408 |
| 和歌山県 | 都市政策課 | 073-441-3228 | 那覇市 | 都市計画課 | 098-951-3246 |
| 和歌山市 | 都市整備課 | 073-435-1082 | | | |